



成育基本法 産婦人科領域からの提案

日本産婦人科医会
副幹事長 松田秀雄

心身障害児を
応援する  公益財団
おぎや献金

1



成育基本法

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な**成育医療**等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律

(平成30年12月14日公布)

「成育医療」とは

妊娠、出産及び育児に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する**医療**及び**保健**並びにこれらに密接に関連する**教育**、**福祉**等に係るサービス等を指すもの

心身障害児を
応援する  公益財団
おぎや献金

2



日本産婦人科医会は

- 妊娠中の母児の健康管理
- 出産後の母児愛着形成
- 母と子の関係性を重視した母子の健全なメンタルヘルス維持
- 小児・思春期からヤングアダルト (AYA: Adolescent and young adult) 世代へと成育する女性のライフステージごとのヘルスケア
- 妊娠前のヘルスケア (プレコンセプションケア)
- 不妊医療体制の充実
- 周産期医療体制の充実

切れ目ない支援を通して次世代に健康を引き継ぐことを
関係専門職等と連携して推進します

心身障害児を
応援する  公益財団
おぎや献金

3



成育基本法 産婦人科領域：重要項目

- ① 妊娠期から産後育児期における母と子の関係性を重視した
母子の健全な成育過程形成の確保
- ② こどもから思春期、ヤングアダルト (AYA) 世代へ向けた
ライフステージごとの女性ヘルスケアへの切れ目ない支援の確立
- ③ 妊娠前から妊娠を支える医療体制の充実
(プレコンセプション、ペリコンセプションケアの推進)
- ④ 周産期医療体制の向上を目指した医療・社会資源確保

心身障害児を
応援する  公益財団
おぎや献金

4



① 妊娠期から産後育児期における 母子の健全な成育過程形成の確保

(1) 周産期(妊産婦)メンタルヘルスケアの確立

妊産婦のメンタルヘルス状況を適切に評価し、寄り添うことで両親の育児不安、乳幼児虐待の予防につながるケアをするとともに、健全な母子関係を成立させる。また育児不安に寄り添い、社会資源とともに子育ての楽しさ、充実感を実感できるよう産前から産後にわたる継続的なメンタルヘルスケア体制を検討し、その体制の構築および整備を推進する。

(2) 産後哺育から育児へ向けた切れ目ない適切な親子関係の構築

産後の哺育から育児における母と子の関係性を重視した健全な母子関係の確立への支援を出産施設や地域関係諸機関、行政等を中心にして推進する。

男性の育児への参画を推進するために、妊娠期間中の両親教室や出産施設での積極的な活動を通して啓発の機会を設け、孤独な母親化の予防をはじめ、ゆたかな親子関係の推進に努める。

(3) 前述2項目の確立のために既存の各支援制度を統括し有機的な連携のとれる妊婦・母児に対する包括的な支援センターを設け、産科、小児科並びに関係する連携職務者、行政による産前から産後、育児期にわたる包括支援を行う。

心身障害児を
応援する  公益財団
おぎや献金

5



② こどもから思春期、ヤングアダルト(AYA)世代へ ライフステージごとの女性ヘルスケア 切れ目ない支援の確立

(1) リプロダクティブヘルスケアへむけた包括的な啓発活動

A. 女性ヘルスケアに関する知識の普及、

および月経、月経関連異常に対する理解と心身環境への支援の確立

原発性無月経、続発性無月経などの知識や対処法、カウンセリング、受診のタイミング指導
体重減少などの続発性無月経を放置することによる、心身の異常、不妊症や骨粗鬆症などのリスクの啓発
月経随伴症状・月経困難症、過多月経等に対する適切な診療環境の確保と相談体制・カウンセリング体制の確保
子宮内膜症、子宮筋腫等の発症リスクに関する知識や不妊症等に関する知識、理解の推進と相談体制の整備
月経関連異常による就学支障等についての相談体制の確立と適切な対応
月経関連異常による就労等に及ぼす支障に関する相談体制の確立と対策・予防
多嚢胞性卵巣症候群(PCOs)の知識を普及させ、早期の適切な対応による将来の糖尿病、子宮体癌等の予防
卵巣出血や卵巣嚢腫などの知識、理解の推進
子宮頸がん、乳がんほか若年期に発症する女性のがんに対する知識、予防、検診等の啓発を推進
AYA世代に最も多い子宮頸がんに対する検診体制の強化、精度向上

上記の各異常に対する相談、カウンセリング体制の整備

鎮痛薬、OC・LEPなどをはじめとした多様な対処法に関する知識の普及と診療の実践

心身障害児を
応援する  公益財団
おぎや献金

6



②こどもから思春期、ヤングアダルト(AYA)世代へ
ライフステージごとの女性ヘルスケア
切れ目ない支援の確立

(1)リプロダクティブヘルスケアへむけた包括的な啓発活動

B. 感染症等に関する啓発の推進

ワクチンに対する誤解、不適切な情報等に対して専門家集団として適正な情報提供を推進する
現在一般接種としても専門領域から推進されている予防接種の定期接種化を目指す
小児期の感染症のワクチン接種歴の確認をする機会を設けるとともに、
成育にともない必要時には抗体検査の実施を推進する(就学就職時等の機会等に)
9価HPVワクチンを15歳までに男女ともに定期接種とするよう要望する
性感染症の教育を充実させ、健全な心身の環境を確保する

C. 女性の適切な身体運動、アスリートのための健康確保

スポーツ貧血、月経痛対策などの積極的な推進(相談体制の整備も含め)
アンチドーピング薬剤に関する知識の普及
学校教員との間に「医学的判断」や「医師(産婦人科医)の考え」を共有できるよう図る
適切な相談・カウンセリング体制の確立

心身障害児を
応援する  公益財団
おぎや献金

7



②こどもから思春期、ヤングアダルト(AYA)世代へ
ライフステージごとの女性ヘルスケア
切れ目ない支援の確立

(2)リプロダクティブヘルスを推進する教育環境・社会環境の確立

A. 適切な教育・啓発を推進する

性成熟過程で自らの身体機能を理解し、性と、生殖の健康に関する知識、および性に関する自己決定力を獲得する

B. 学校教育での生命、生殖等の適切な情報提供、啓発を推進する。

小児思春期における性教育を中心とした健康課題の情報提供、普及の推進
生殖、生命現象における知識(妊娠にかかわる科学的事実、社会的環境、生命倫理、ヒトにおける遺伝・先天異常、遺
伝学的多様性、生殖環境を脅かす各種のリスク等)の教育と理解の充実
保健体育教育での教育内容(ヒト身体、医学的理解)を理科教育へと移行し科学的情報提供として充実化する

C. 性の多様性等の理解啓発とケア・支援を行う

リプロダクティブ・ヘルス・ライツの理解
LGBT差別問題、パートナーシップへの理解啓発の推進

D. 若年期の妊娠に関する適切な情報提供と啓発活動

性成熟期へ向けた妊娠に関する適切な情報の普及・啓発
ならびに小児思春期における妊娠の問題点の理解啓発
特に15歳以下の予期しない妊娠・出産を限りなくゼロに近づける活動
OC・LEPや緊急避妊ピルなどの理解と普及
就学中妊娠した生徒への適切な対応と学業継続へ向けた支援活動、また就学環境(学校等)における施設整備

心身障害児を
応援する  公益財団
おぎや献金

8



②子どもから思春期、ヤングアダルト(AYA)世代へ
ライフステージごとの女性ヘルスケア
切れ目ない支援の確立

(2)リプロダクティブヘルスを推進する教育環境・社会環境の確立

- E. 女性への暴力廃絶、性犯罪被害対応等に関する活動
 - 現行の各地域におけるワンストップ事業の推進、警察との協力体制の整備の促進
 - 性暴力の啓発および被害(者)に適切に対応する社会システムの確立**
 - 男性に対する啓発活動の推進
 - 法的課題、司法に関する勉強会の開催、啓発活動の推進
 - 児童ポルノの廃絶
- F. 女性ヘルスケアサポートとして就学、就労支援を推進する。
 - 女性特有の疾患(月経異常、月経随伴症、子宮内腫瘍、子宮筋腫等)をもつ
 - 就学、就労者等における包括的支援を担う医療サポート体制の充実
- G. がんを抱えるAYA世代に対する女性ヘルスケア支援を推進する
 - 治療技術の向上を目指すのみならず、
 - がん生殖を含むリプロダクティブヘルスを含めたライフプランを見据えた情報提供、
 - 遺伝性がんに対する対応も含めたカウンセリング体制の構築と医療支援



③ 妊娠を支える医療体制の充実
プレコンセプション、ペリコンセプションケアの推進

(1) 母子をとりまく健康環境の適正化の推進と支援

- A 母体健康に関するプレコンセプション、ペリコンセプションケア
 - 母体の合併症に関する知識の普及と適切な管理体制の構築、またその社会的支援体制の充実と推進
 - 精神的ケア・支援を必要とする場合には、**妊産婦のメンタルヘルスケア制度**へ切れ目のない連携を図る
 - 遺伝性疾患合併時の母体健康管理、次世代に関する情報提供と支援
 - 先天異常児の妊娠、出産に関する適切な情報提供と母児への相談支援・カウンセリング体制の整備**
 - 遺伝性疾患や不妊・不育症に関するカウンセリング体制の充実
 - 妊娠前、妊娠期に適した栄養環境、葉酸摂取、避けるべき嗜好(喫煙等)に関する情報提供と推進**
 - 妊娠と業の情報センターをはじめ相談窓口の広報推進
 - がんを罹患した妊娠における適切な受療環境の確保、各種情報提供と相談、カウンセリング体制の整備
 - 妊娠期における歯周病、口腔ケアの情報提供と推進
 - 既往妊娠分娩時の経過における各種の医学的課題点等についての適切な評価と相談体制の確立
 - その他妊娠、母子関係に及ぼす身体的諸問題に対する適切な支援





③ 妊娠を支える医療体制の充実 プレコンセプション、ペリコンセプションケアの推進

(1) 母子をとりまく健康環境の適正化の推進と支援

B. 産後ケア、産婦健康診査事業の拡大

産後ケア事業がまだ十分行き渡っていない地域でも、

自治体が産婦健康診査事業を行えるようこれを補完する支援体制を整備する

保健師による出産前全戸訪問のシステムの再評価をするとともに、

出産前後に産科医、助産師のみならず、保健師や小児科医、行政が密に連携して継続的に母子に関わることが可能なシステムを検討し、健全な母子関係の確立に努め、児童虐待などの予防策を推進する

精神疾患合併妊娠に対する、精神科医、臨床心理師等を含む連携体制による適切な支援体制を検討する

社会的にリスクを抱える妊婦が安心して出産できるようなケア体制の確立

C. 高齢妊婦、合併症妊婦、妊娠合併症などの妊娠、出産、育児リスクを

科学的、合理的かつ効率的に抽出する検査手法などを研究する体制を整備する



11



③ 妊娠を支える医療体制の充実 プレコンセプション、ペリコンセプションケアの推進

(2) 母児に影響をおよぼす各種感染症の予防

A. “風疹ゼロ”プロジェクトの推進

現在日本産婦人科医学会、日本産科婦人科学会、日本小児科医学会、日本小児科学会等で推進する風疹排除へ向けた活動(麻疹の排除維持も含めて)の推進

B. 産前産後の予防接種の推進に向けた活動

産前産後MRワクチン接種の勧奨(夫婦、カップル共)

早期新生児における百日咳を防ぐためのDTP産前ワクチン接種の検討

C. HTLV-1の母子感染予防対策の推進

母子感染予防対策効果判定のための定期的検証

D. その他の母児感染による児へのリスクを有する各種感染症に対する啓発と発症予防

HTLV-1、トキソプラズマ、HIV、梅毒、B型肝炎、クラミジア、熱帯感染症

既存の全妊婦スクリーニング検査について、再検証し適切な検査内容に整備する

(3) 不妊症、不育症を有する女性に対する支援

不妊症、不育症に関する情報提供、啓発をおこなう

相談・カウンセリング体制を充実させ、行政、事業所等とも連携して支障のない適切な受療環境を確保する。



12



④ 周産期医療体制の向上を目指した医療・社会資源確保

(1) 既存のシステムの有機的統合と簡素化、普及の推進に協力

現存の支援体制にかかわる各制度

妊婦健診制度・母子健康手帳制度、母性健康管理指導、出産育児一時金制度、産婦検診事業、育児休業給付制度、子育て世代包括支援センター、医療的ケア児支援制度、障がい児支援制度、等を有機的かつ包括的につなぎ、個々の事例に寄り添い支援する体制を確立する

人口減にともなう

妊娠、出産にかかわる医療サービスの過疎化、
ネットワーク脆弱化を防ぐ方策の検討を行う

心身障害児を
応援する  公益財団
おぎや献金

13



④ 周産期医療体制の向上を目指した医療・社会資源確保

(2) 母子保健、不妊、等への医療経済資源の確保

A. 不揃いの状況を整備し、適切に平準化をめざす

母子保健事業、産後ケア事業、産婦健診事業、新生児聴覚スクリーニング検査等の
公費補助のあり方が各自治体によって対応の異なることを市民に周知すること
その上で平準化を目指すこと

B. 予防接種（産前産後含めて）の推進に向けた行政指導への協力推進。

児の発育健康に影響を及ぼす母子感染症に対する予防接種（風疹に対する第5期接種など）の推進
欧米諸国に比べ遅れているとされる「新型ワクチン産前予防接種（Tdap）」の研究を推進する

C. 骨髄移植に用いる造血幹細胞の適切な提供体制を支援

公的臍帯血バンクと協力

心身障害児を
応援する  公益財団
おぎや献金

14

参考



性教育の世界基準

2019年
テクニカル編
出版予定

15

【解説】

- 2009年にユネスコから出版された国際セクシュアリティガイダンスの日本語編が2017年に出版された。2018年にテクニカル編が出版され、日本語編は2019年中に出版される見込み
- 国際セクシュアリティガイダンスには世界の性教育の基準が掲載されている
- 性教育を行う事で性行動が早まることは無いという世界の調査結果が掲載されている。

16

International technical guidance on sexuality education 2009

ユネスコ 国連合同エイズ計画 国連人口基金
ユニセフ WHO と共同で発表

ガイダンスに沿った教育により若者の性行動が慎重になる効果があることや、学校で包括的性教育を行うことの正当性が多くの研究により裏付けられている

【EU諸国】 このガイダンスに沿った性教育が必修化
【中国 台湾】 段階的に必修化されてきている

17

レベルⅠ 5～8歳 レベルⅡ 9～12歳
レベルⅢ 12～15歳 レベルⅣ 15～18歳

- 性器の構造と名称、プライベートゾーン(レベルⅠ)
- 二次性徴、発達の個人差、ボディイメージ、月経および月経のケア、射精、性交、(レベルⅡ・Ⅲ)
- ジェンダー(レベルⅠ～Ⅳ)
- 性の多様性
- デートDV・ストーカー被害、性暴力(レベルⅡ・Ⅲ)
- 妊娠、妊娠週数の数え方、妊娠検査薬の使い方(レベルⅢ)
- 人工妊娠中絶
- 避妊・緊急避妊(レベルⅢ・Ⅳ)
- 性感染症とその予防(レベルⅡ～Ⅳ)

18

性器の構造と名称 プライベートゾーン(レベル I)

- 小学3・4年生の保健の教科書に性器の構造等について掲載されている
- 性暴力・性虐待を防止する意義
- 性器と乳房は男女とも「いやなタッチ」は許されない。親しい人や家族であっても
- 司法面接で被害状況を正確に述べるために性器の名称を正確に述べられることが目標
- 偶発的に性虐待被害が開示された場合の対応につき、共通認識を持つ(通告義務)

19

自尊心を損なわないための教育 プライベートゾーン(小4～小6)



変な人に会ったら、おとなに報告すること！

ガイドス
では
5～8歳

20

二次性徴、発達の個人差、ボディイメージ、 月経および月経のケア、射精、性交 (レベルⅡ・Ⅲ)

- 女子は母親などから月経について学ぶ機会があるが、男子は月経について学ぶ機会は初経教育以外にない
- 月経は意思でコントロールできないことを男女一緒に学ぶ
- 月経不順や月経痛の対処を教えながら、解決できない不安については産婦人科医に相談してほしいことを、顔をみながら伝えることができる。
- 性交を「科学的に」教えることはリテラシー
- 包茎、マスターベーション
- ポルノ画像は作られたもの